

セトラスホールディングス株式会社

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行う為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年1月～2028年12月31日までの5年間

2. 目標と取組内容・実施時期

【女性活躍推進法に基づく目標】

目標1 (職業生活と家庭生活との両立に関する目標)

年次有給休暇取得率 75%以上を達成する

<実施時期・取組内容>

2024年4月～時間有給休暇制度を導入し、有給をより取得し易くする

【次世代育成支援対策推進法に基づく目標】

目標2

現在小学校入学始期までの子を持つ社員の育児短時間制度を延長する

<実施時期・取組内容>

2024年1月～社内アンケートの実施によるニーズの把握

2024年4月～導入検討

目標3

フレックスタイム制度や裁量労働制など、多様な働き方の導入を検討する

<実施時期・取組内容>

2024年1月～社内アンケートの実施によるニーズの把握

2024年4月～導入の為の課題の洗い出し

2025年～システム改修

以上